

第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第 2 回宿泊・衛生専門委員会



第82回国民スポーツ大会・
第27回全国障害者スポーツ大会
マスコットキャラクター
長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和5年12月22日（金）13:30～15:00
長野県スポーツ会館2階会議室・オンライン会議
併用開催

宿泊・衛生専門委員会 委員名簿

(委員は順不同、敬称略)

職 名	氏 名	所属・役職等
委員 長	中村 実彦	長野県旅館ホテル組合 会長 (長野県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長)
副委員 長	溝口 圭一	一般社団法人長野県医師会 常務理事
委 員	中島 邦雄	一般社団法人長野県観光機構 常務理事
〃	太田 洋介	一般社団法人日本旅行業協会関東支部長野県地区委員会 委員長
〃	長崎 義一	一般社団法人長野県旅行業協会 代表理事
〃	大滝 祐吉	一般社団法人長野県歯科医師会 副会長
〃	内藤 隆文	一般社団法人長野県薬剤師会 副会長
〃	石井 絹子	公益社団法人長野県看護協会 専務理事
〃	伊藤 一紀	日本赤十字社長野県支部 事務局長
〃	加藤 光朗	長野県JSP0公認スポーツドクター協議会 会長
〃	藤牧 泉	長野県消防長会 会長
〃	水野 尚子	公益社団法人長野県栄養士会 副会長
〃	湯本 忠仁	一般社団法人長野県調理師会 会長
〃	町田 公一	一般社団法人長野県食品衛生協会 副会長
〃	加藤 浩康	長野県保健所長会 大町保健福祉事務所長
〃	赤津 英男	公益財団法人長野県スポーツ協会 総務課長
〃	永原 龍一	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	大日方 隆	長野県健康福祉部健康福祉政策課 課長
〃	久保田 敏広	長野県健康福祉部医療政策課 課長
〃	藤木 秀明	長野県健康福祉部障がい者支援課 課長
〃	久保田 耕史	長野県健康福祉部食品・生活衛生課 課長
〃	滝沢 朝行	長野県環境部資源循環推進課 課長
〃	若林 憲彦	長野県観光部観光誘客課 課長

計 23名

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 第 2 回宿泊・衛生専門委員会 次第

日 時：令和 5 年 12 月 22 日（金）13:30 ～ 15:00
場 所：オンライン会議
（主会場）長野県スポーツ会館 2 階会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

- (1) 宿泊・衛生専門委員会委員の変更について
- (2) 準備委員会における決定事項について

4 審議事項

- (1) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画（案）について
- (2) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
宿泊・衛生専門委員会部会設置要項（案）について

5 その他

- (1) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊施設実態調査結果について
- (2) 第 1 次仮配宿の実施（案）について

6 閉 会

報告事項

宿泊・衛生専門委員会委員の変更について

(委員は順不同、敬称略)

職名	新任者	旧任者	所属・役職等
副委員長	溝口 圭一	鈴木 章彦	一般社団法人長野県医師会 常務理事
委員	中島 邦雄	小山 浩一	一般社団法人長野県観光機構 常務理事
〃	長崎 義一	相馬 靖子	一般社団法人長野県旅行業協会 代表理事
〃	内藤 隆文	長谷部 優	一般社団法人長野県薬剤師会 副会長
〃	伊藤 一紀	清水 深	日本赤十字社長野県支部 事務局長
〃	藤牧 泉	佐伯 英則	長野県消防長会 会長
〃	赤津 英男	藤澤 文隆	公益財団法人長野県スポーツ協会 総務課長
〃	大日方 隆	高池 武史	長野県健康福祉部健康福祉政策課 課長
〃	久保田 敏広	百瀬 秀樹	長野県健康福祉部医療政策課 課長

準備委員会における決定事項について

会議・開催日	決定事項	所掌専門委員会					
		総務 企画	競技 運営	広報 県民	宿泊 衛生	輸送 交通	式典 会場
第9回常任委員会 令和5年2月8日 オンライン会議	第82回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第8次選定	○					
	第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更	○					
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針				○		
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針				○		
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針					○	
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針						○
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規 程の改正						
	第82回国民スポーツ大会 県及び会場地市町村の業務分 担・経費負担細目の改正	○					
第10回常任委員会 令和5年5月31日 オンライン会議	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想	○					
	第82回国民スポーツ大会 種別の変更	○					
	第82回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町村第1次選 定	○					

	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規 程の改正						
第 7 回総会 令和 5 年 5 月 31 日 オンライン会議	令和 4 年度事業報告						
	令和 4 年度収支決算						
	令和 5 年度事業計画						
	令和 5 年度収支予算						
	令和 5 年度暫定収支予算（会長 専決処分）						

開催基本構想の策定にあたって

- 令和10年に、第82回国民スポーツ大会と第27回全国障害者スポーツ大会を長野県で開催
- 大会を意義あるものとするため、準備（実行）委員会をはじめ、構成団体や大会を意義ある様々な人が、大会の目標を共有し、その実現のため、開催に向けた取組や開催気運を活用した取組を進めていく必要
- 開催基本構想は、開催基本方針に基づき、実施目標の実現に向けた取組の方向性を明らかにするもの
- 準備（実行）委員会では、専門委員会などにおいて、構想を踏まえた方針や計画、取組を具現化

国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会について

- 国民スポーツ大会とは
 - 毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典
- 全国障害者スポーツ大会とは
 - 毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典
- 長野県における大会開催の意義
 - 県民に夢や希望を与え、スポーツに親しみ環境づくりや健康増進、地域の魅力向上につながる
 - 障がいに対する理解を深める機会が生まれ、障がいのある人も共に生きたる長野県づくりにつながる
 - 人々の交流の輪が広がるとともに、本県の魅力発信、観光や経済活動への効果波及が期待される

基本方針	実施目標	取組推進にあたっての共通視点	取組の方向	主な取組
1 スポーツで長野県を元気にする大会	SDGsを意識した取組の推進	3 持続可能な開発目標 11 持続可能な都市	● スポーツによる健康長寿世界一信州の実現 ● スポーツが旅の目的となる観光地・地域づくり	● ライフステージに応じたスポーツ活動の促進 ● 家庭や職場で簡単にできるスポーツの普及 ● 県内各地におけるスポーツ大会や合宿の誘致促進 ● 大会の競技会開催地のスポーツの「聖地」化
2 スポーツの振興を支える好循環を創出する大会	〇ゼロカーボンの推進 〇大会運営のDX	4 持続可能なエネルギー 10 持続可能な産業と高品質な雇用	● 地域で育む未来のアスリート ● アスリートの人材確保 ● 障がい者スポーツ選手の発掘及び育成	● 少年選手の計画的な発掘及び育成・強化 ● 県内で活動するプロスポーツ選手やトップアスリートとの交流機会の確保 ● 「長野県競技力向上対策本部」を中心とした取組の推進 ● 選手の県内就職や競技活動を継続できる環境づくり ● 選手をはじめ、指導者・スタッフの発掘及び育成 ● 全国大会や国際大会への出場を視野に入れた選手の育成・強化 ● 指導者の育成・確保や競技役員等の養成、活躍の場の拡大及び充実 ● スポーツボランティアの育成や活動支援
3 スポーツで共生社会づくりを加速する大会	〇公正さや多様性を踏まえた取組の推進 〇信州の強みや地域の個性の活用	4 持続可能な都市 10 持続可能な産業と高品質な雇用	● 国スポ・全障スポの一体的な開催 ● 障がい者スポーツと一般スポーツの融合の推進 ● スポーツで多様性を尊重する共生社会づくり	● 両大会の開催準備や運営の一体的な推進 ● ハリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した大会運営 ● 障がい者スポーツの普及と、障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり ● オリンピック・パラリンピック代表選手との交流機会の確保 ● 障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、県民が気軽にスポーツに参加できる機会や方策の拡大 ● 障がい者スポーツの紹介や楽しみ方の情報発信
4 スポーツの環境づくりを推進する大会	〇長野冬季オリパラのレガシーを活かし、未来へつなぐ	3 持続可能な開発目標 10 持続可能な産業と高品質な雇用	● いつでも・どこでもスポーツに取組める環境づくり ● 開催地実施競技種目の普及	● 県民が広く参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催 ● 大会開催に必要な競技施設や競技用具の整備などを通じたスポーツ環境の充実 ● 大会の競技会開催地における選手育成やトップアスリートとの交流機会の確保 ● 大会の競技会開催地における定期的な競技会の開催
5 スポーツが長野県ファンを増やす大会	〇安全・安心・持続可能な大会運営	4 持続可能な都市 17 持続可能なパートナーシップ	● 県民参加のおもてなし ● 大会を通じた長野県の魅力発信	● 多くの県民が様々な形で自発的に参加する、大会の県民運動の展開 ● 障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、大会に参加する誰もが満足できる温かいおもてなし ● 地域資源を活用したおもてなし ● 競技観戦以外にも楽しめる文化プログラムの展開

「スポーツを通じた元氣な長野県づくり」の実現

第 82 回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村第 1 次選定

No.	競技名	種別	市町村名	開催予定施設
1	綱引	全種別	岡谷市	岡谷市民総合体育館 (スワンドーム)
2	武術太極拳	全種別	佐久市	長野県立武道館
3	パワーリフティング	全種別	白馬村	白馬村多目的研修集会施設
4	バウンドテニス	全種別	軽井沢町	軽井沢風越公園総合体育館
5	スポーツチャンバラ	全種別	山ノ内町	山ノ内町立山ノ内中学校体育館
6	ダンススポーツ	全種別	安曇野市	安曇野市総合体育館 (ANCアリーナ)

審議事項

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画（案）

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）の次の業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[全障スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

[国スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県と会場地市町村が連携し、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

[全障スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県と会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿舎に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[全障スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、県と会場地市町村が連携し、会場地市町村内の旅館等の客室提供の促進、近隣市町村（原則として県内）の旅館等の利用、公共施設等の転用等、必要な充足対策を行う。

また、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県、会場地市町村等による連絡会議を設置する。

[全障スポ]

仮配宿計画において、会場地市内の旅館等のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行う等の必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を

作成する。

[全障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[全障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備する等、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊本部の設置

宿泊申込み、変更及び取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

[国スポ]

宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[全障スポ]

宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

4 食事の提供

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスが良く、信州の豊かな気候・風土に育まれた農畜水産物や多彩な食文化を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう食事に関する方針を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、方針の普及に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達を行う。

[全障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達を行う。

6 その他

(1) 国スポの県外開催競技については、上記に関わらず県が「1 配宿業務の実施」、「4 食事の提供」及び「5 弁当の調達」の業務を実施する。

(2) 上記のほか、宿泊、食事及び弁当業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）・第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事の提供については、国スポ及び全障スポの参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、次の方針に基づき行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で参加者の収容が困難な場合は、関係機関・団体等と協議の上、近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
なお、その地域の実情に応じ、公共施設等も利用する。
- (3) 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
全障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別、男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (4) 全障スポ参加者にとって、利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスが良く、信州の豊かな気候・風土に育まれた農畜水産物や多彩な食文化を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
宿泊・衛生専門委員会部会設置要項（案）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程第 5 条の規定に基づき、宿泊・衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置等）

第 2 条 専門委員会に部会を設置し、宿泊・衛生の基本方針や基本計画を踏まえた検討を行うものとする。

2 部会の名称及び専門委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。ただし、定めのない事項については、その都度、必要な事項を定めるものとする。

（部会の役員）

第 3 条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1 名

(2) 副部会長 1 名

2 役員は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長が委嘱する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（任期）

第 4 条 部会の委員（以下「委員」という。）の任期は、部会の任務が達成されたときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員に委嘱された者が、その属する機関又は団体において委嘱された時の役職を離れたときは、当該委員の任期は、当該役職にあった日までとする。

3 前項の規定により委員が欠けたときは、当該委員の属していた機関又は団体において当該委員の後任となった者を委員に委嘱するものとする。

（会議）

第 5 条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって部会に代えることができる。

4 部会は、付託事項の審議結果を専門委員会に報告する。

5 部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第 6 条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

部会の名称	付託事項
宿泊部会	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊要項等に関する事。○ 配宿計画に関する事。○ 宿泊施設充足対策に関する事。○ 宿泊料金に関する事。○ その他宿泊に関する事。
医事・衛生部会	<ul style="list-style-type: none">○ 医療救護対策に関する事。○ 防疫対策に関する事。○ 食品衛生対策に関する事。○ 環境衛生対策に関する事。○ その他医事・衛生に関する事。
食事部会	<ul style="list-style-type: none">○ 標準献立に関する事。○ 昼食弁当に関する事。○ その他食事に関する事。

宿泊・衛生専門委員会 部会の設置について

1 趣旨

信州やまなみ国スポ・全障スポの開催にあたり、選手・監督等の配宿、医療救護、衛生及び食事に関する方策等を専門的見地から具体的に検討するため、宿泊・衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）に宿泊、医事・衛生及び食事に係る部会を設置する。

（設置根拠：第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程第 5 条）

2 各部会の役割

(1) 役割の共通事項

- ・事務局が作成した各種方針、要項、要領等について審議し、専門委員会へ報告する。
- ・各分野についての助言、団体等への働きかけ支援を行う。

(2) 各部会の役割

部会名称	役割	
	審議項目	想定される主な内容
宿泊	配宿に関すること	宿泊施設充足対策要項、配宿の実施方針、宿泊要項、報道員及びその他大会関係者宿泊規程、宿泊事務実施要領 等
医事 ・衛生	①医療救護に関すること	医療救護要項、医療救護実施要領、会場地市町村医療救護業務推進指針 等
	②衛生に関すること	防疫対策要項、食品衛生対策要項、環境衛生対策要項、感染症対策実施要領、食品衛生対策実施要領、宿舍衛生対策実施要領 等
食事	①食事に関すること	食事に係る提供方針 等
	②弁当調達に関すること	弁当調達要項、弁当調製施設選定基準、弁当メニューに関する事項 等

3 部会委員選定の考え方

(1) 基本的な考え方

- ・宿泊・衛生専門委員会委員の所属団体を中心に選定する。
- ・部会長からの推薦を軸に、実務者を中心とした構成とする。

(2) 各部会の委員の分野

部会	委員の分野
宿泊部会	宿泊、観光分野
医事・衛生部会	医療、衛生分野
食事部会	食事、宿泊、衛生分野

4 今後のスケジュール（案）

- ・令和6年5月 第1回食事部会開催
- ・令和6年9月 第1回医事・衛生部会開催、第2回食事部会開催
- ・令和6年10月又は11月 第1回宿泊部会開催
- ・令和6年12月 第3回宿泊・衛生専門委員会開催

※業務の進捗状況により開催月が前後する可能性がある。

宿泊・衛生専門委員会の主な審議事項等の今後のスケジュール

令和5年12月時点

年 度	開催手続	全体	宿泊	食事	医事・衛生
2022年 (6年前)	中央競技団体正規視察	宿泊・衛生専門委員会設置	宿泊基本方針		医事・衛生基本方針
2023年 (5年前)	開催申請書の提出 内 定	宿泊・衛生専門委員会部会等の設置に係る検討	宿泊基本計画		
2024年 (4年前)			宿泊施設実態調査 ↓ 第1次仮配宿 ↓ 宿泊施設充足対策要項	標準献立作成にかかる検討 ↓ 食事に係る提供方針	防疫対策要項 ↓ 食品衛生対策要項 ↓ 環境衛生対策要項 ↓ 医療救護要項(本県案)
2025年 (3年前)	会場地総合視察(文科省・日スポ協) 決 定		配宿にかかる事項の検討・準備・調整 ↓ 配宿の実施方針 ↓ 宿泊料金調査 ↓ 宿泊料金(本県案)	標準献立作成・弁当調達にかかる事項の検討・準備 ↓ 弁当調達要項 ↓ 弁当調製施設選定基準	衛生・防疫対策等の検討・準備 ↓ 感染症対策実施要領 ↓ 食品衛生対策実施要領 ↓ 宿舎衛生対策実施要領 ↓ 医療救護要項 ※日スポ協議・承認
2026年 (2年前)			配宿に向けた準備(第2次・第3次仮配宿・宿泊意向調査等の実施等)↓配宿計画 ↓ 宿泊料金 ※日スポ協議・決定 ↓ 宿泊要項(本県案)		医療救護実施要領 ↓ 会場地市町村医療救護業務推進指針
2027年 (1年前)			↓ 宿泊要項 ※日スポ協議・承認 ↓ 報道員及びその他大会関係者宿泊規程 ↓ 宿泊事務実施要領	弁当献立にかかる検討	医療救護実施計画 ↓ 医師・看護師等確保・調整
2028年 開催年			本配宿	弁当調達	救護本部・救護所設置
第82回国民スポーツ大会(冬季大会)					
第82回国民スポーツ大会(本大会)・第27回全国障害者スポーツ大会					

※先惟県を参考に作成しているため、今後変更となる可能性があります。
 ※太枠で囲われている方針、計画等は、専門委員会で審議予定の事項です。
 (国スポの宿泊料金は日本スポーツ協会と協議のうえ、日本スポーツ協会が決定。)
 (国スポの宿泊要項、医療救護要項は日本スポーツ協会と協議し、承認を得る必要がある。)

その他

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
 宿泊施設実態調査結果について（概要）

1 調査目的

- (1) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・全障スポ」という。）参加者の宿舎確保に向けて、県内の営業宿泊施設の実態を把握し、円滑な配宿を実施するための基礎資料とする。
- (2) 宿泊施設に対して 5 年後の国スポ・全障スポ開催を周知し、客室提供の協力を依頼する。

2 調査内容

- (1) 施設区分、各種設備、会議室や食事提供の有無、宿泊料金、客室の形式及び客室数 等
- (2) 国スポ・全障スポ期間の客室提供の意向（国スポ本大会については提供可能客室数及び収容人数）

3 調査期間

令和 5 年 8 月～9 月

4 調査結果の概要

(1) 調査施設数及び回答施設数

調査対象施設数	回答施設数	回答率
3, 172 施設	928 施設 〔 所有客室数 19, 890 室 最大収容可能人数 57, 211 人 〕	29. 3%

(2) 各競技会場地市町村における国スポ・全障スポ客室提供意向施設の概要及び宿泊者数（想定）との比較

	国スポ 提供可能施設	国スポ冬季大会 提供可能施設	全障スポ 提供可能施設
競技会場地市町村数	28 市町	4 市町村	9 市
施設数	355 施設	81 施設 ^{※2}	103 施設 ^{※2}
最大収容可能人数	22, 674 人	5, 430 人	8, 791 人
提供可能人数(A)	14, 205 人	2, 808 人 ^{※3}	3, 683 人 ^{※3}
宿泊者数(想定)(B) ^{※1}	14, 065 人	2, 309 人	6, 442 人
過不足(A-B)	140 人	499 人	▲2, 759 人
充足率(A/B)	101. 0%	121. 6%	57. 2%

※1 先催県の 1 日当たりの最大宿泊者数とした（国スポ・全障スポ：R5 鹿児島国体宿泊申込人数（速報値）、国スポ冬季大会：R2 とやま なんと国体 2020（スキー競技会）配宿実績）

※2 「提供できる（客室の半分以上）」、「一部なら提供できる（客室の半分以下）」と回答した施設の合計

※3 「提供できる」と回答した施設は総収容人数の 75%で計上、「一部なら提供できる」と回答した施設は総収容人数の 25%で計上、「分からない」と回答した施設は提供意向なしとした

5 課題と今後の取組み

- 国スポ（冬季大会含む）においては充足していることとなるが、19 市の中でも施設数に大きな乖離がある、会場地市町村によっては提供意向施設が無いというところがある等、市町村によって状況が大きく異なること、また、今後決定される競技会の開催日程や都道府県別、競技別、男女別など配宿への考慮が求められていることから、全障スポ分も含めて更なる宿舎の確保が必要と考えられる。
- 国スポ・全障スポ開催まで、まだ 5 年あることから、提供未定、不明等の回答も多くあったため、両大会開催の周知や更なる協力依頼、宿泊施設の掘り起こしが必要である。
- 今回の調査結果を基に、会場地市町村において各競技の選手・監督、役員等をどの宿泊施設にどのように配宿するか配宿シミュレーション（第 1 次仮配宿）を行う予定であり、これにより、配宿業務の課題を整理し、公共施設の転用や広域配宿等、宿舎の充足対策を検討する。

第 1 次仮配宿の実施（案）について（概要）

1 目的

第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における選手・監督、競技会役員等の配宿業務を円滑に遂行するため、会場地市町村ごとに第 1 次仮配宿（配宿シミュレーション）を行い、現段階における宿泊施設の充足状況を把握の上、充足対策の実施や配宿計画の策定に資することを目的とする。

2 実施主体

会場地市町村（公開競技及びデモンストレーションスポーツのみの会場地市町村を除く）

3 配宿対象宿泊施設

令和 5 年度実施の「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会宿泊施設実態調査」（以下「実態調査」という。）で回答のあった宿泊施設のうち、会場地市町村が配宿を行うことが適当と認めた宿泊施設

4 仮配宿の方法（予定）

(1) 県準備委員会は、実施競技別想定会期（第 1 次仮配宿用）と実施競技別宿泊予想人数（先催県の宿泊実績を参考）を見込む。

(2) 【配宿作業】

会場地市町村は、実態調査における国スポ提供意向人数をもとに、(1) の中で 1 日当たりの宿泊予想人数が最大となる日において、提供可能宿泊施設に宿泊予想人数の割り振りを行う。

(3) 【充足対策】

会場地市町村は、宿泊予想人数に対して宿舎の不足が見込まれる場合は、以下の充足対策を検討する。

- ① 会場地市町村内における営業宿泊施設の客室提供の促進
（実態調査で回答を得られなかった営業宿泊施設を含む。）
- ② 転用施設（公共施設等）の利用
- ③ 民泊の実施
- ④ 広域配宿（近隣市町村宿泊施設への配宿）の実施

5 今後のスケジュール（案）

開催 5 年前	4 年前								3 年前	2 年前	1 年前	開催年
R5	R6								R7	R8	R9	R10
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月				
宿泊施設実態調査	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会	第 1 次仮配宿説明会
		報告とりまとめ・市町村ヒアリング	7 月上旬まで	8 月末日まで	第 1 次仮配宿結果集計・充足対策の検討	宿泊施設充足対策要項（案）作成	第 1 回宿泊部会へ結果報告	宿泊施設充足対策要項（案）の審議	第 3 回宿泊・衛生専門委員会へ結果報告	宿泊施設充足対策要項（案）の審議・決定	第 3 回仮配宿	最終仮配宿・本配宿
									配宿方針の決定	第 2 次仮配宿	宿泊要項（日スポ協が決定）	
									宿泊料金調査	配宿業務委託開始	第 3 次仮配宿	
										宿泊料金決定（日スポ協が決定）		

※実施時期や内容は現時点での予定であり、準備の進捗等により変更することがある。